

議案第20号

議案説明資料

所属 環境部資源循環推進課

1 議案名

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 改正理由

更なるごみの減量化・再資源化等を推進するため、改正しようとするものである。

3 事業概要

現状、ごみステーションに排出されるごみについては、指定ごみ袋制を導入しているものの、袋の価格のみであり、ごみ処理手数料は含まれていない。

本市は、これまでさまざまなごみ減量化・再資源化の取組を進めてきたが、持続可能な資源循環型社会を実現し、将来世代に住みやすい環境を引き継いでいくことが必要であることから、ごみ処理手数料を徴収することで、ごみの発生や排出の抑制、分別の徹底といった行動変容につなげ、更なるごみの減量化・再資源化を推進するものである。

併せて、ごみ処理手数料を徴収し、ごみの出す量に応じた負担とすることで、費用負担の公平性の確保を図るものである。

4 改正内容

ごみ処理手数料を以下のとおり新設する。

一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）1リットル当たり1円

種別	手数料（1枚あたり）	
燃やすごみ 燃やさないごみ	容量45リットル相当 45円	容量20リットル相当 20円
	容量30リットル相当 30円	容量10リットル相当 10円

5 施行日

- (1) 指定ごみ袋の使用（令和9年4月1日）
- (2) 実施のために必要な準備行為（公布の日）
- (3) 指定ごみ袋による一般廃棄物処理手数料の徴収（令和9年3月1日）

6 歳入見込み額

令和8年度	令和9年度
約1億6,000万円	約6億4,100万円

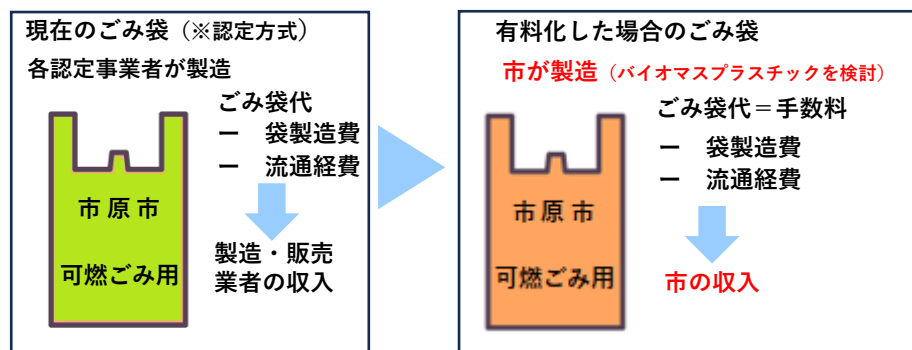
家庭系ごみ処理手数料の有料化について(手数料の料金水準等詳細について)

(1) 有料化とは

家庭系ごみ処理手数料の有料化とは、家庭系ごみの処理費用の一部を、市が手数料をごみを出す量に応じて市民から徴収する仕組みです。現在の市指定ごみ袋には手数料が含まれておらず、販売代金は市の収入ではありません。

有料化により、市民に費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、ごみの発生や排出の抑制、分別の徹底といった行動変容につながることで、ごみの減量化・再資源化の推進が期待されます。

また、ごみを出す量に応じた負担とすることで、費用負担の公平性の確保が図られます。



※認定方式・・・市が認定した者が、認定基準に基づきごみ袋を製造・販売し、自由流通させること。

<国・県の動向>

国の廃棄物に関する施策の基本方針の中で、市町村の役割として、家庭系ごみの有料化の更なる推進を図るべきであると示されています。

また、令和3年6月に国がカーボンニュートラルの実現に向けた工程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」の中で、家庭系ごみ有料化の検討・実施が重点対策として位置づけられているほか、ごみ処理施設を整備する際に国が支援する循環型社会形成推進交付金についても、有料化の導入を検討することが交付の要件とされています。

千葉県の廃棄物処理計画の中でも、計画において取り組む施策として、ごみ処理手数料の有料化の促進が挙げられており、情報提供や助言により支援すると示されています。

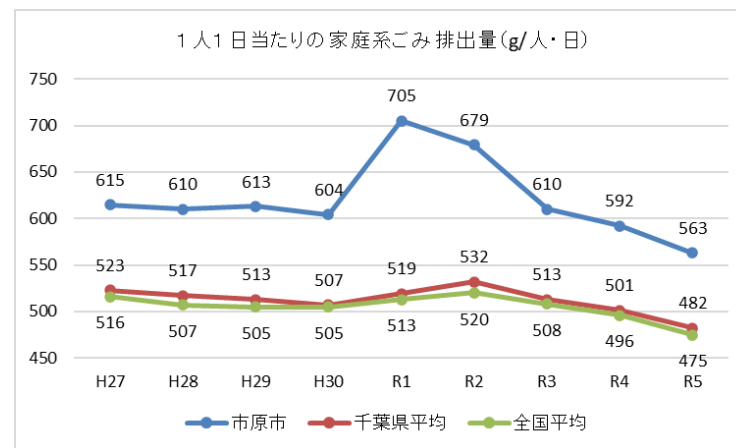
<本市の状況>

令和3年5月12日付市原市環境審議会「市原市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて(答申)」において、「ごみ処理手数料の適正化」について、以下の答申がありました。

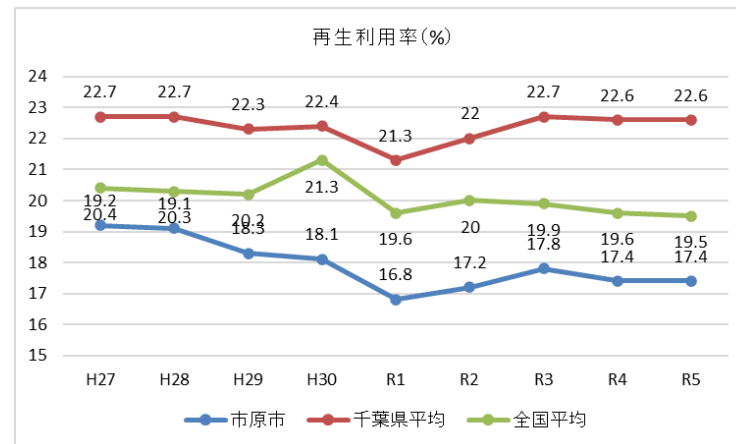
ごみの減量化に向けて、ごみ処理手数料の有料化は大変有効な手法となる。
他市の状況を踏まえ、導入を検討すること。

(2) 市原市の現状と課題

本市のごみの排出量は、人口減少、市民・事業者の協力等により、令和2年度以降減少傾向で推移しております。一方、令和5年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は563g/人・日であり、全国平均(475g/人・日)、千葉県平均(482g/人・日)を上回っており、更なるごみ減量化が必要となっております。



また、ごみの総排出量に対する、総資源化量の割合である再生利用率(循環利用率)は、2023年度実績で17.4%であり、全国平均(19.5%)、千葉県平均(22.6%)を下回っており、更なる再資源化が必要となっております。



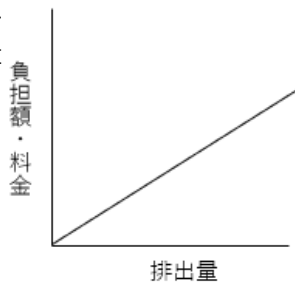
これらの国や県の動向、本市の現状及び課題を踏まえ、ごみ処理手数料の有料化を図ります。

家庭系ごみ処理手数料の有料化について(手数料の料金水準等詳細について)

(3) 手数料の料金体系

市民にとって分かりやすく最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例型」(排出量に応じて排出者手数料を負担する方式)とします。

(参考) その他、年間一定枚数無料配布し、不足した場合に有料で購入する「超過量有料型」などがあります。



(4) 手数料の料金水準の考え方

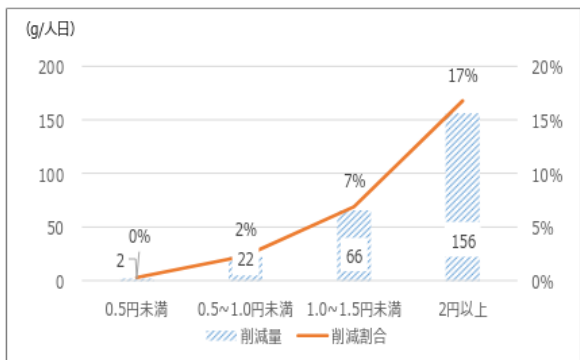
家庭系ごみ処理手数料の設定にあたっては、ごみ処理に要する処理原価を踏まえつつ、以下の3点を考慮し設定します。

ア ごみの減量化・再資源化の効果が期待できること

【ごみ処理手数料の料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量(63自治体)】

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料が101円以上だと1円未満の自治体よりもごみ減量効果が高いことがわかり、1円未満の場合、ごみの減量効果はあまり出ておりません。

市原市では、再生利用率が横ばいの状態が続いており、ごみの減量化・再資源化を促すために、それらの効果が期待できる101円以上の価格を設定します。



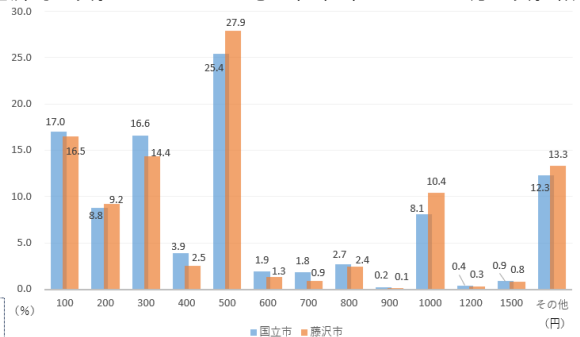
出典「一般廃棄物処理有料化の手引き」環境省(2022年3月)

イ 市民の皆様の過度な負担にならないこと

【経済的に負担してもよいと思う世帯当たりの1ヶ月の負担額】

有料化先行自治体の月当たりの負担額と比較して、過度な負担とならない料金水準とします。

他自治体のアンケートの例では、1ヶ月当たりの負担してもよいと考える金額は500円位が一番多い結果となっており、それ以上は極端に少なくなっています。



出典 国立市と藤沢市のアンケート結果を基に市原市が作成

国立市 H26年 回答数 925人
藤沢市 H17年 回答数 7,890人

令和6年度のごみ排出量を基に、10当たり1円の手数料で試算した結果、有料化導入後の1世帯当たりの平均負担額は、月額で約200円増となります。

これは市原市の平均世帯人員2人での試算結果であり、1人当たりの月間負担額は約130円です。

この金額は、市民の皆様にとって過度な負担にはならない水準であると考えています。

有料化前	燃やすごみ	燃やさないごみ	合計	単位
家庭系ごみ排出量(年間)	49,339,000	2,773,000	52,112,000	kg
1人当たりのごみ排出量(年間)	185.6	10.4	196	kg
1世帯当たりのごみ排出量(年間)	371.2	20.9	392	kg
かさ比重	0.125	0.125	—	kg/ℓ
1世帯当たりのごみ排出容量(年間)	2,970	167	3,137	ℓ
1世帯当たりのごみ排出容量(月間)	247	14	261	ℓ
ごみ袋価格	0.25	0.25	—	円/ℓ
1世帯当たりの負担金額(月間)	62	3	65	円

有料化後	燃やすごみ	燃やさないごみ	合計	単位
手数料	1	1	—	円/ℓ
1世帯当たりの負担金額(月間)	247	14	261	円

※かさ比重・・・環境省が用いる一般廃棄物の重量と体積の変換比率 40ℓ=5kgを使用
※現状のごみ袋価格は市独自の市場調査結果の平均による

ウ 近隣の家庭ごみ有料化実施自治体の料金水準を考慮した金額であること

【市原市隣接自治体 10当たりの手数料額(円)】

市域外からのごみの流入や不法投棄の増加の懸念を踏まえ、近隣自治体の料金水準を考慮して設定します。市原市隣接自治体の10当たりの手数料額は、平均1円となりました。

自治体名	手数料
千葉市	0.8
木更津市	1
君津市	1
袖ヶ浦市	0.4
大多喜町	1.111
長生郡市広域市町村圏組合	1.625
近隣自治体平均	1.0

※平均は、小数点第2位を四捨五入
※手数料額は各自治体の可燃大袋から算出
※長生郡市広域市町村圏組合構成自治体 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

なお、千葉県内で有料化している自治体の10当たりの手数料額は、市町村平均で1.1円、市平均で1円となりました。

【千葉県内自治体 10当たりの手数料額(円)】

自治体名	手数料
有料化 36市町村 平均	1.1
有料化 20市 平均	1.0

※野田市は県内で唯一「超過量有料制」を採用しており、比較になじまないためデータから除いています。

家庭系ごみ処理手数料の有料化について(手数料の料金水準等詳細について)

(5) ごみ処理原価について

項目	原価
収集運搬に係る原価 ①	10kg当たり 109.79 円
中間処理・最終処分に係る原価 ②	10kg当たり 211.08 円
原価合計 ①+② (10円未満切捨)	10kg当たり 320 円
かさ比重	1ℓ当たり 0.125 kg
1ℓ当たりの原価	1ℓ当たり 4 円

(6) 手数料の設定(案)

「(2) 手数料の料金水準の考え方、(3) ごみ処理原価について」で検討した結果を踏まえ、手数料額を **1ℓ当たり1円** とします。

(7) ごみ処理手数料有料化後の歳入見込みについて

令和8年度は、有料化に向けて半年分の指定ごみ袋を製造し販売します。製造期間や有料化の周知期間を考慮し、販売開始は令和9年3月を予定しています。

【販売想定】	年度	販売枚数	歳入見込
	令和8年度	約540万枚	約1億6,000万円
	令和9年度	約2,160万枚	約6億4,100万円

(8) ごみ処理手数料有料化適用日 **令和9年4月1日**

※指定ごみ袋 販売開始：令和9年3月 使用開始：令和9年4月

令和9年4月1日から開始することで、

- ・プラスチックの一括回収開始に合わせることで、燃やすごみからプラスチック資源への排出が促進されます。
- ・令和14年度稼働予定の新焼却施設の整備費など、ごみ処理に係るトータルコストの削減にもつなげることができます。

(9) 周知について

ア 市民向け

プラスチック資源の一括回収とごみ処理手数料の有料化は同時期に開始するため、両施策を併せて周知してまいります。

日時	周知の内容
令和8年5月～6月	町会長連合会への周知
令和8年10月頃	制度説明用リーフレットの全戸配布
令和8年10月～12月	市内12地区での説明会
令和9年1月頃	サイズの異なるお試しごみ袋とごみの分け方・出し方リーフレットの全戸配布

- ・別途、プラスチック資源の一括回収のみの周知として、令和8年8月頃、先行回収地域向けに対象世帯へ周知文を配布します。

イ 指定ごみ袋取扱事業者向け

日時	周知の内容
令和8年6月頃	認定ごみ袋製造事業者に周知するとともに、認定事業者を通じ、各小売店へ周知
令和8年8月頃	新しい指定ごみ袋を販売する事業者向けの説明会

その他、広報誌やウェブサイト、SNS等で随時周知を実施します。

(10) 市民対話等における有料化に対する市民のご意見

ア ごみ減量化・再資源化みらい会議 R7.5/31、6/15、7/5、8/23 計4回実施

- ・家庭ごみも有料化することで、ごみが減るのではないかと。
- ・プラスチックは分別しないと再資源化できないので、プラスチックごみ回収の実施は必要。
- 費用面からも、併せてごみ処理の有料化も考えるとよい。
- ・家庭ごみ有料化の理由や意図を市が明確に示すべき。

イ パブリックコメント R7.11/21～12/22 実施 (手数料に係る意見 計2件)

- ・収集の有料化は大賛成です。処理費などの情報も併せてPRすれば、賛同者も増えると思います。
- ・ごみ処理手数料を有料化し、ごみ袋代金に含める方案については基本的に賛成である。
- ただし、「市民による公道、公園等の公共施設の美化、清掃にかかわる」ごみ処理手数料は無料として欲しい。

(11) プラスチック資源の回収と収集運搬体制構築について(令和9年4月から)

ア プラスチック資源の一括回収

現在、焼却・熱利用されているプラスチック資源を分別回収し、市内の臨海部企業による循環利用に資することにより、ごみの減量化・再資源化及び温室効果ガス排出量の削減を目指します。

イ ごみの収集運搬体制の見直し

プラスチック資源の一括回収を導入することにより、燃やすごみの減少が見込まれることから、現在週3回の燃やすごみの回収を週2回に変更し、新たにプラスチック資源の回収を週1回実施します。

ウ ごみ処理手数料の有料化

プラスチック資源、紙やびん・缶等の資源物と燃やすごみ及び燃やさないごみとの差別化を図り、資源化できないごみの排出のみを有料化することで、「できるだけごみを出さない」「分別をしっかり行う」、という意識が高まり、ごみの減量化や再資源化につながります。

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例（平成6年市原市条例第20号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">○市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成6年7月5日 条例第20号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体と<u>なつて</u>、廃棄物を適正に処理し、及び廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用を図り、<u>もつて</u>市民の健康で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。</p> <p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業系廃棄物 事業活動に<u>伴つて</u>生じた廃棄物をいう。</p> <p>(2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。</p> <p>(3) 廃棄物処理業者 廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うこ</p>	<p style="text-align: center;">○市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成6年7月5日 条例第20号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体と<u>なつて</u>、廃棄物を適正に処理し、及び廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用を図り、<u>もつて</u>市民の健康で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。</p> <p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業系廃棄物 事業活動に<u>伴つて</u>生じた廃棄物をいう。</p> <p>(2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。</p> <p>(3) 廃棄物処理業者 廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うこ</p>

とのできる者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等能率的な運営に努めるものとする。

(清潔の保持)

第8条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保たなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第11条 市長は、一般廃棄物処理計画を告示するものとする。

2 前項の処理計画に著しい変更があったときは、その都度告示するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)

第12条 占有者等は、自ら処分できない一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）については、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を適正に分別し、保管し、及び排

とのできる者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等能率的な運営に努めるものとする。

(清潔の保持)

第8条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保たなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第11条 市長は、一般廃棄物処理計画を告示するものとする。

2 前項の処理計画に著しい変更があったときは、その都度告示するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)

第12条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなけ

出すものとする。

2 占有者等は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみについては、市長が指定する袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納し、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「ごみステーション」という。）に搬出するものとする。ただし、市長が別に認める場合はこの限りでない。

3 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第13条 ごみステーションに排出された廃棄物のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるもの（以下「資源物」という。）については、市長又は市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第26条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第1 及び別表第2により算定した額とする。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

（平9条例15・平12条例21・一部改正、平21条例23・旧第25条繰下、平24条例17・一部改正）

ればならない。

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第13条 第11条第1項に規定する 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所（以下「ごみステーション」という。）に排出された廃棄物のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるもの（以下「資源物」という。）については、市長又は市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第26条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第1により算定した額とする。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

（平9条例15・平12条例21・一部改正、平21条例23・旧第25条繰下、平24条例17・一部改正）

(産業廃棄物の処分費用)

第27条 法第13条第2項の規定により市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第3により算定した額とする。

(平9条例15・一部改正、平21条例23・旧第26条線下、平24条例17・一部改正)

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は令和9年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

3 この条例による改正後の市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例別表第2により算定した一般廃棄物処理手数料の徴収は、この条例の施行の前においても、改正後の市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の規定の例により行うことができる。

(産業廃棄物の処分費用)

第27条 法第13条第2項の規定により市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第2により算定した額とする。

(平9条例15・一部改正、平21条例23・旧第26条線下、平24条例17・一部改正)

別表第2 (第26条第1項)

番号	種別	取扱区分	手数料
1	燃やすごみ	指定ごみ袋	容量が45リットル相当 のもの1枚につき 45円
2			容量が30リットル相当 のもの1枚につき 30円
3			容量が20リットル相当 のもの1枚につき 20円
4			容量が10リットル相当 のもの1枚につき 10円
5	燃やさないごみ	指定ごみ袋	容量が45リットル相当 のもの1枚につき 45円
6			容量が30リットル相当 のもの1枚につき 30円
7			容量が20リットル相当 のもの1枚につき 20円
8			容量が10リットル相当 のもの1枚につき 10円

(追加)

別表第3（第27条）

（平24条例17・全改）

産業廃棄物の処分費用

番号	種別	取扱区分	処分費用
1	産業廃棄物	市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき 200円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）

別表第2（第27条）

（平24条例17・全改）

産業廃棄物の処分費用

番号	種別	取扱区分	処分費用
1	産業廃棄物	市長の指定する場所に搬入するとき。	10キログラムにつき 200円（10キログラムに満たないものは、10キログラムとする。）